Daiwa Securities

小さな一歩を、未来への準備に。

こどもNISA 口座開設キャンペーン

お子さまの未来へ、少しずつ。



右記の条件①～③をすべて達成いただくと、

現金3,000円プレゼント!

条件① こどもNISA口座の開設

条件② 証券口座または銀行口座※へ60万円以上の預け入れ

条件③ つみたて投資枠で積立・買付

3つの条件をすべて達成されたお客さまが対象です。

※詳細はキャンペーンのご留意事項をご確認ください

キャンペーン期間 | 2026年11月2日(月)～2027年3月31日(水)

対象となるお客さま	こどもNISA口座を新規開設し、条件①～③をすべて達成されたお客さま
キャンペーンのお申込みについて	お申込みは不要です。条件を達成されたお客さまは自動的に対象となります。

現金3,000円プレゼントまでの流れ

1. こどもNISA口座を開設
2. 証券口座または銀行口座へ60万円以上の預け入れ
3. つみたて投資枠で積立・買付
 買付は約定日で判定
4. 現金3,000円プレゼント!
 2027年5月中旬入金予定

キャンペーンのご留意事項

●本キャンペーンは、予告なく内容を変更または終了する場合がございます。●特典の現金3,000円は、2027年5月中旬頃を目途に、お客さまの当社お取引口座へ入金予定です。●キャンペーン期間中に条件①～③のすべてを達成された方が対象となります。●条件①「こどもNISA口座開設」は、2026年10月1日～2027年3月31日の期間中に、こどもNISA口座の開設申込をした口座が対象となります。●条件②「証券口座または銀行口座へ60万円以上預け入れ」は、2026年10月1日から2027年3月31日の期間中に、こどもNISA口座と同一名義の大和証券または大和ネクスト銀行口座への入金額の合計から出金額の合計を差し引いた金額が60万円以上となった場合が対象となります。投資信託や株式等の売買、分配金・利金等による残高の増減は含みません。なお、登録金融機関（岩手銀行・四国銀行）の金融商品仲介口座をお持ちのお客さまについても、登録金融機関の預金口座ではなく、大和証券または大和ネクスト銀行口座へのご入金が必要となります。●条件③「つみたて投資枠で積立・買付」はこどもNISA口座で積立買付が1回以上行なわれた口座が対象となります（買付は約定日で判定）。●次に該当する場合は、キャンペーン対象外となります。税務署審査結果により、こどもNISA口座開設不可となった場合、キャンペーン期間中または特典付与時に当社お取引口座またはこどもNISA口座を解約された場合、反社会的勢力に該当する、またはその疑いがあると当社が判断した場合、大和証券グループ役職員の扶養家族の場合、その他、当社が対象外と判断した場合 ●特典として受取る現金は、雑所得として課税対象となる場合がございます。詳しくは税務署または税理士へご相談ください。●ご不明な点は、大和証券の本支店またはコンタクトセンターまでお問合わせください。

NISA制度の詳細およびご留意事項は、裏面をご覧ください。

銀行代理店
大和証券
Daiwa Securities

所属銀行
大和ネクスト銀行
Daiwa Next Bank

「大和証券(株)」は、「(株)大和ネクスト銀行」を所属銀行とする銀行代理業者として、「預金の受入れ」および「内国為替取引」を内容とする契約の締結の媒介を行ないます。

商 号 等：大和証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第108号
加入協会：日本証券業協会、一般社団法人資産運用業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会、一般社団法人日本STO協会

手数料等およびリスクについて

当社の取扱商品等へのご投資には、商品ごとに所定の手数料等をご負担いただく場合があります(「ダイワ・コンサルティング」コースの店舗(支店担当者)経由でお取引いただいた際の国内株式委託手数料は約定代金に対して最大1.26500%(税込)、ただし、最低2,750円(税込)、投資信託の場合は銘柄ごとに設定された購入時手数料および運用管理費用(信託報酬)等の諸経費、等)。また、各商品等には価格の変動等による損失を生じるおそれがあります。商品ごとに手数料等およびリスクは異なりますので、当該商品等の契約締結前交付書面や目論見書またはお客さま向け資料等をお読みください。

2024年以降のNISAに関する留意事項

●日本にお住まいの18歳以上の方(NISAをご利用になる年の1月1日時点で18歳以上の方)に加え、18歳未満の方を対象とした「こどもNISA」もご利用いただけます。●NISA口座(こどもNISAを含む)は、すべての金融機関を通じて、1人1口座に限り開設・利用することができます。18歳以上の方向けのNISA口座は、年単位での金融機関の変更が可能ですが、各年において1つの口座でしかお取引いただけません。なお、こどもNISA口座は金融機関の変更ができません。●NISA口座以外の口座で保有している上場株式等をNISA口座に移管することはできません。●NISA口座で保有している上場株式等を、他の金融機関のNISA口座に移管することはできません。●NISAでのお取引にあたり、後日、他の金融機関でNISA口座を開設していることが判明した場合は、お申込みいただいたNISA口座は無効になります。無効となったNISA口座で買付けた上場株式等は、課税口座でお預けいただいたものとしてのお取扱いになります。これらから生じる配当所得および譲渡所得等は課税されます。●NISA(18歳以上)の非課税保有限度額(総枠)は、成長投資枠・つみたて投資枠合わせて1,800万円、そのうち成長投資枠は最大で1,200万円までです。●こどもNISA(18歳未満)の非課税保有限度額は、つみたて投資枠のみで600万円までです。●非課税保有限度額については、NISA口座で保有している上場株式等を売却した場合、売却した分(取得価額分)を、その翌年以降、再利用することができます。なお、その年の非課税投資枠を超える金額の買付けはできません。●その年の非課税投資枠の未使用分を、翌年以降に繰越すことはできません。●NISA制度の損益は税務上ないものとされ、他の口座で保有する上場株式等の配当金、売買損益等と損益通算することができません。●国内上場株式等の配当等は、証券会社等で受取る場合(配当金等の受領方法を「株式数比例配分方式」で登録されている場合)のみ非課税となります。●投資信託の分配金のうち、元本払戻金(特別分配金)は非課税であるため、NISA制度の非課税メリットを享受できません。●国外への出国等で非居住者となる場合には、所定のお手続きが必要です。●NISA口座からNISA以外の口座へ移管された上場株式等の取得価額は、移管日の時価となります。●成長投資枠およびつみたて投資枠(こどもNISA含む)にかかる投資契約により買付けいただいた投資信託の運用管理費用(信託報酬)等の内容については、原則年1回お客さまへ通知いたします。●法令等に基づき、当社は定期的にお客さまの氏名・住所等の確認を行ないます。登録情報に変更が生じた場合は所定のお手続きが必要となります。なお、当社が定める期間内に所在地等の確認ができない場合には、NISA口座における新たな金融商品の買付けを停止させていただくことがあります。

こどもNISAに関する留意事項

●本資料における「こどもNISA」とは、税制上の「未成年者特定累積投資勘定」を指します。●こどもNISAは、日本にお住まいの18歳未満の方(こどもNISAをご利用になる年の1月1日時点で18歳未満の方)が対象です。●こどもNISA口座についても、すべての金融機関を通じて1人1口座に限り開設することができます。なお、口座開設後の金融機関変更はできません。●こどもNISAで利用できるのは、つみたて投資枠のみであり、非課税投資枠は年間60万円(非課税保有限度額は最大600万円)です。●こどもNISAの制度趣旨に基づき、口座名義人が0歳から17歳までの間は、原則としてこどもNISA口座で保有する資産を払い出す(売却・出金)ことはできません。ただし、12歳以降において、法令等で定める一定の要件(使途の確認、本人の同意等)を満たす場合に限り、非課税での払出しを行なうことが可能となります。●こどもNISA制度の利用にあたっては、法定代理人(親権者等)による口座開設のお申込み、積立契約の締結および運用管理が必要となります。●口座開設者が18歳に達した日(18歳を迎える年の1月1日)以降は、自動的に18歳以上の方向けのNISA口座へ移行されます。

成長投資枠に関する留意事項

●成長投資枠で購入できる金額(非課税投資枠)は年間240万円までです。銘柄の入れ替えの際も、買付金額分、非課税投資枠が消化されます。●こどもNISAでは成長投資枠はご利用いただけません(18歳以上のお客さまが対象です)。●成長投資枠で取扱う金融商品は、上場株式、上場投資信託(ETF)、不動産投資信託(REIT)や、公募株式投資信託等(ただし、整理銘柄・監理銘柄に指定されている銘柄や信託期間が20年未満、またはデリバティブ取引を用いた一定の投資信託等もしくは毎月分配型の投資信託等を除く)です。

つみたて投資枠(こどもNISA含む)に関する留意事項

●つみたて投資枠で購入できる金額(非課税投資枠)は、18歳以上の方は年間120万円まで、こどもNISAをご利用の方は年間60万円までです。銘柄の入れ替えの際も、買付金額分、非課税投資枠が消化されます。●つみたて投資枠で取扱う金融商品は、法令等の要件を満たす公募株式投資信託等のうち、当社が指定した商品(公募株式投資信託・上場投資信託(ETF))となります。●つみたて投資枠をご利用いただくにあたり、積立契約の締結が必要です。同契約に基づき定期かつ継続的な方法により対象商品の買付けが行なわれます。

旧制度(2023年までの一般・つみたて・ジュニアNISA)に関する留意事項

●2023年までの一般NISA、つみたてNISA、ジュニアNISA口座(以下併せて「旧NISA」)では、新たに上場株式等の買付けを行なうことができません。●旧NISA口座で保有している商品は、現行のNISA(こどもNISAを含む)に移管(ロールオーバー)することはできません。●旧NISA口座で保有している商品は、各制度に定められた非課税保有期間が終了するまで非課税で保有を継続することができ、現行のNISAの非課税保有限度額(総枠)とは別枠として管理されます。●旧ジュニアNISA口座で保有している商品は、非課税期間(5年)終了後、自動的に継続管理勘定に移管され、口座名義人が18歳を迎えるまでの間は引き続き非課税で保有することができます。なお、旧ジュニアNISA資産はその名義人が18歳未満であっても非課税での全額払出しのみが可能です(全額払出しに伴い旧口座は廃止されます)。

【円預金について】

●「大和証券(株)」は、「(株)大和ネクスト銀行」を所属銀行とする銀行代理業者として、「預金の受入れ」および「内国為替取引」を内容とする契約の締結の媒介を行ないます。●円預金は、預金保険制度の対象であり、同保険の範囲内で保護されます。●大和証券のお客さま口座へご入金いただくと、翌営業日に大和ネクスト銀行円普通預金口座へスウィープ(自動振替)されます。●大和証券が取扱う有価証券や保険は円預金ではないため、預金保険制度の対象とはならず、また元本の保証はございません。●商品に関する詳細は、大和ネクスト銀行ホームページまたは、大和証券の本・支店にて商品概要説明書をご覧ください。

※今後の法令、税制、政省令その他関係制度の改正、施行時期の変更等により、NISAおよびこどもNISAの制度内容、利用条件、投資可能商品その他取扱いが変更となる場合があります。(2026年10月現在)

口座開設、お問合わせ、投資信託説明書(交付目論見書)等資料請求は、大和証券 本・支店または…

大和証券コンタクトセンター

0120-010101 【平 日】8:00～18:00 (土・日・祝日・年末年始を除く)

●大和証券に口座をお持ちのお客さまは、お取扱店番号(3桁)・口座番号(6桁)・暗証番号をあらかじめご準備ください。

大和証券ホームページ

www.daiwa.jp